

低炭素価値向上に向けた二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金

公募要領

平成26年4月
一般社団法人低炭素社会創出促進協会

一般社団法人低炭素社会創出促進協会（以下「協会」という。）では、環境省から平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金事業）の交付を受け、低炭素価値向上基金を造成し、当該基金を活用して、公共性が高い社会システムの整備に当たり、エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制するための技術等を導入する事業に対する補助金（低炭素価値向上に向けた二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金）を交付する事業を実施しています。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意事項を本公募要領に記載しておりますので、応募申請される方は、本公募要領をご熟読くださいますようお願いいたします。

なお、補助事業として採択された場合には、低炭素価値向上に向けた二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金交付規程（平成26年4月3日低炭社協第26040302号）（以下「交付規程」という。）に従って補助事業の手続等を行ってください。

補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、協会としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 応募の申請者が協会に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 協会から補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、交付規程に定める場合を除き補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について協会の承認を受けなければなりません。なお、協会は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 4 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 5 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、支払い済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。
- 6 なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

公募要領目次

1. 補助金の目的と性格
2. 公募する事業の対象
3. 補助対象事業の選定
4. 応募に当たっての留意事項
5. 応募の方法
6. 問い合わせ先
7. その他

○補助事業における留意事項等について（必ずお読みください。）

1. 基本的な事項について
2. 補助金の交付について
3. 補助金の経理等について
4. その他

○補助事業における利益等排除について

- ・ 応募申請書【様式1】
- ・ 実施計画書【様式2】
 - 別添（鉄道を活用した物流の低炭素化促進事業CO2削減効果計算書）
 - 別添（物流の低炭素化促進事業（物流拠点の低炭素化事業）別添資料）
 - 別添（省エネ型データセンター構築・活用促進事業CO2削減効果計算書）
- ・ 経費内訳【様式3】

（参考）

- ・ 地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック〈初版〉（平成24年7月環境省 地球環境局）
[ガイドブック \[PDF 2,343KB\]](#) / [ハード対策事業計算ファイル \[Excel 43KB\]](#)
- ・ 物流分野のCO2排出量に関する算定方法ガイドライン（経済産業省・国土交通省）
- ・ ICT分野におけるエコロジーガイドライン 第5版（平成26年2月6日 ICT分野におけるエコロジーガイドライン協議会）[PDF 2,349]

（※）環境によっては、上記資料のExcel形式が、zip形式となる場合があります。この場合には、一度ZIPファイルとして保存し、ファイルの拡張子を「zip」から「xlsx」に変更してご使用ください。

（※）「xlsx」形式のファイルが使用できない場合は、こちら [Excel 125KB] をご使用ください。

1. 補助金の目的と性格

○ 本補助金は、公共性が高い社会システムの整備に当たり、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のための技術等を導入する事業を行うことにより、低炭素社会の創出を促進することを目的としております。

○ 事業の実施によるエネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。

このため、申請においては、算出過程も含む二酸化炭素の削減量の根拠を明示していただきます。また、事業完了後は削減量の実績を報告していただくこととなります。

○ 本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。

具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金事業）交付要綱（平成25年5月15日環地温発第1305156号。以下「交付要綱」という。）及び低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金事業実施要領（平成25年5月15日1305157号。以下「実施要領」という。）の規定によるほか、交付規程の定めるところに従い実施していただきます。

万が一、これらの規定が守られず、協会の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の取消の措置をとることもあります。また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。（詳細はp43「補助事業における留意事項等について」をご確認ください。）

- ・ 事業開始は、交付規程に定める場合を除き交付決定日以降となります。
- ・ 事業完了後も、事業報告書（二酸化炭素削減量の把握等）の提出や適正な財産管理、補助事業の表示などが必要です。
- ・ 補助事業で整備した財産を処分（目的外使用、譲渡等）しようとする場合は、あらかじめ協会に申請を行い、承認を受ける必要があります。
- ・ これらの義務が十分果たされないときは、協会より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を取り消すこともあります。

2. 公募する事業の対象

本補助金の対象は、(1)に適合する(2)の事業とします。

(1) 対象事業の基本的要件

- ア 低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資すること
- イ 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること
- ウ 提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること
- エ 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと（固定価格買取制度による売電を行わないものであることを含む。）

(2) 対象事業

①交通体系整備に当たっての低炭素価値向上分野

ア 鉄道を活用した物流の低炭素化促進事業

(ア) 事業の目的

C02排出量原単位がトラック輸送の約1/6である鉄道輸送へのモーダルシフトを促進するため、10 tトラックと同じサイズである鉄道輸送用31フィートコンテナの普及は非常に有効です。しかし、鉄道輸送用31フィートコンテナは非常に高価であるため、本事業は、その導入費用の一部を補助することにより、モーダルシフトの促進を通じて二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的としています。

(イ) 対象事業の要件

- a 鉄道輸送用31フィートコンテナ（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に基づいて貨物運送を行っている鉄道事業者（以下「貨物鉄道事業者」という。）が貨物運送に用いる鉄道輸送用コンテナであって、コンテナ1個あたりの長さ（外寸）が概ね31フィート（1フィートは30.5センチメートルとする。）のものをいう。以下同じ。）の導入に関する他の補助金等（適正化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。）を受けた事業には交付しないものとします。
- b 次の（a）から（c）までのいずれかに該当する事業には交付しないものとします。
 - （a）既存の鉄道輸送用31フィートコンテナを代替する事業
 - （b）特定の荷主が利用する専用の鉄道輸送用31フィートコンテナを導入する事業
 - （c）鉄道貨物輸送量の増加に資さないと考えられる事業
- c 補助対象となるコンテナの仕様は下表のとおりとします。

項目	仕様
① 一般	J R貨物における鉄道輸送が可能であること
② 構造	有蓋コンテナであること

③ 材質	上記①に規定する輸送が可能なものであれば、材質（アルミ等）に指定はない
④ 大きさ	コンテナの高さ（外寸）が 2,790 ミリメートルを超えるものについては、輸送可能区間が大きく制約されることから、対象外

(ウ) 補助事業者

補助金の応募を申請できる者は、次のいずれかの者とします。

- a 鉄道貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）に基づき、鉄道貨物輸送に係る利用運送事業の許可又は登録を得ている者をいう。）又は貨物鉄道事業者であって、補助対象コンテナ（本事業により補助を受けて導入した鉄道輸送用 31 フィートコンテナをいう。以下同じ。）の所有者となる者
- b 補助対象コンテナを鉄道貨物利用運送事業者又は貨物鉄道事業者にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

(エ) 共同実施

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が（ウ）の「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの 1 名を本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）とし、他の事業者を共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

a ファイナンスリース

ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とする排出削減実施事業者との共同申請とします。

また、この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

b a 以外の共同実施

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

(オ) 補助金の交付額

原則として補助対象経費（鉄道輸送用 31 フィートコンテナを導入する場合に必要な経費）と基準額（450 万円／個）を比較して少ない方の額の 2 分の 1 を補助します。

なお、本事業は、補助対象コンテナをファイナンスリースにより提供するために導入する際の補助対象経費についても対象となります。

(カ) 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。

(キ) その他

補助事業者は、低炭素価値向上に向けた二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金交付規程第 24 条に基づき、補助対象コンテナの稼働実績を報告することとします。

イ 物流の低炭素化促進事業

(ア) 物流拠点の低炭素化事業

a 事業の目的

運輸部門におけるCO2排出量は日本全体の排出量の約 2 割を占めており、その1/3以上を物流関係が占めていることから、物流分野におけるCO2排出抑制対策は極めて重要です。

このため、本事業は、物流拠点の低炭素化と物流の効率化を総合的に支援することにより、物流分野における CO2 排出量削減を促進することを目的としています。

b 対象事業の要件

本事業は、物流施設（営業倉庫又は公共トラックターミナルをいう。）の低炭素化を図るため、

一 物流施設への低炭素化に資する設備の導入（ハード面）

二 これと関連して行う物流施設の省エネ化又は物流施設における物流業務の効率化等を図るための取組（ソフト面）

を一体的に実施する事業であって、次のすべての要件に適合したものを対象とします。

(a) 対象設備は、次のいずれかの要件に適合したものであること。

1 対象施設・設備	2 対象の要件
太陽光発電設備（蓄電池を含む）	「固定価格買取制度」で定める設備認定を受けないこと（自家消費のみ）
LED 照明機器	「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 26 年 2 月 4 日変更閣議決定）」の「LED 照明器具」又は「電球形 LED ランプ」の判断の基準に適合するもの
防熱設備（遮熱塗料を塗布した防熱設備を含む。）	—

変圧器	「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成26年2月4日変更閣議決定）」の「変圧器」の判断の基準に適合するもの
運搬機器	
フォークリフト	—
自動仕分装置	—
自動運搬装置	—
垂直型連続運搬装置	—
自動化保管装置	—
電動式密集棚装置	—
搬出貨物表示装置(デジタルピッキングシステム)	—

- (b) 原則として、既存の物流施設における既存の設備の代替であること。ただし、設備の新規導入自体が低炭素化に資する太陽光発電設備等については、設備の新設も対象とする。また、新設される物流施設であっても、既存の物流施設との間にスクラップ・アンド・ビルドや集約化についての明確な対応関係が認められる場合には、当該新設される物流施設への設備の新設も対象とする。
- (c) 物流施設ごとの申請単位とし、物流施設全体の低炭素化が図られる事業であって、当該導入設備の年間エネルギー量を算出できるものであり、かつ、導入後に直ちに効果が検証できるものであること。

c 補助事業者

補助金の応募を申請できる者は、次のいずれかの者とします。

- (a) 営業用倉庫業者（倉庫業法（昭和31年法律第121号）に基づき、倉庫業の登録を得ている者をいう。）
- (b) 公共トラックターミナル事業者（自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）に基づき、トラックターミナル事業の許可を得ている者をいう。）
- (c) 主に、(a) 及び (b) の事業者で構成される協同組合等
- (d) bの設備を (a)、(b) 又は (c) にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業、団体

d 共同実施

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者がcの「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1名を本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）とし、他の事業者を共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

(a) ファイナンスリース

ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とする排出削減実施事業者との共同申請とします。

また、この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

(b) (a) 以外の共同実施

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

e 補助金の交付額

原則として補助対象経費（詳細は「4. (3) 補助対象経費」参照）の2分の1（上限5,000万円）を補助します。

なお、本事業は、bの設備をファイナンスリースにより提供するために導入する際の補助対象経費についても対象となります。

f 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。

ただし、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間を2年以内とすることができます。この場合、補助金の交付申請等は、年度ごとに行っていただく必要があります。

(イ) 大型CNGトラックを活用した低炭素中距離貨物輸送のモデル構築事業

a 事業の目的

大型CNGトラックを活用した低炭素中距離貨物輸送のモデル（以下「大型CNGトラックモデル」という。）の構築に係る事業計画を策定し、これに基づく車両及び設備導入経費を補助することにより、中距離貨物輸送を担う大型トラック輸送の低炭素化を図ることを目的としています。

b 対象事業の要件

本事業の対象は、大型CNGトラックモデルを構築するために必要な、大型CNGトラックと大型CNGトラック用天然ガス燃料供給設備を導入する事業（大型CNGトラック用天然ガス燃料供給設備の導入は、新設のほか、既存の天然ガス燃料供給設備の増設又は改造も含む。）であって、次のすべての要件に適合したものとします。

- (a) 導入する大型CNGトラックは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業の用に供する車両総重量12トン超の自動車（補助金の交付対象は、新車新規登録するものに限る。）であること。
- (b) 導入する大型CNGトラック用天然ガス燃料供給設備は、大型CNGトラックモデルの発着地点又はそのいずれかに整備するものであって、かつ、商用を目的とするものであること。
- (c) 大型CNGトラックモデルの構築に参画する者が複数の場合には、それらの者が共同で申請するものであること。

c 補助事業者

補助金の応募を申請できる者は、次のいずれかの者とします。

- (a) 一般貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業を営業者をいう。）
- (b) 第二種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を営業者をいう。）
- (c) 大型CNGトラック用天然ガス燃料供給設備を導入する者
- (d) bの設備等を（a）、（b）又は（c）にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業、団体

d 共同実施

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者がcの「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1名を本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）とし、他の事業者を共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

(a) ファイナンスリース

ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とする排出削減実施事業者との共同申請とします。

また、この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

(b) (a) 以外の共同実施

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理

由があり協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

e 補助金の交付額

原則として補助対象経費（詳細は「4.（3）補助対象経費」参照）の2分の1（上限1億円）を補助します。

なお、本事業は、bの設備等をファイナンスリースにより提供するために導入する際の補助対象経費についても対象となります。

f 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。

ただし、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間を2年以内とすることができます。この場合、補助金の交付申請等は、年度ごとに行っていただく必要があります。

g その他

補助事業によるCO2削減効果が、補助金の応募の申請時に提出した削減見込量の6割に満たない場合は、必要に応じて適切な措置をとることがあります。

(ウ) モーダルシフト促進事業

a 事業の目的

本事業は、貨物の輸送を委託する者である荷主企業及び貨物の輸送を実施するものである貨物運送事業者等物流に係る関係者が行うモーダルシフト促進事業に要する経費の一部を補助することにより、モーダルシフトの促進を通じて二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的としています。

b 対象事業の要件

本事業は、国内間の輸送において、次の（a）又は（b）のいずれかに該当する事業であり、かつ、補助金を交付した年度内にモーダルシフトを開始するものを対象とします。

- （a）貨物自動車による陸上輸送から鉄道輸送又は海上輸送へ転換するために、貨物の輸送を委託する者である荷主企業*及び貨物の輸送を実施する者である貨物運送事業者（貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法第2条第2項の一般貨物自動車運送事業又は同条第3項の特定貨物自動車運送事業を営む者）、貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法第2条第6項の第一種貨物利用運送事業又は第二種貨物利用運送事業を営む者）、貨物鉄道事業者、船舶運航事業者（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業を営む者）、内航運送事業者（内航海運業法（昭和27年法律第151号）第2条第2項に規定する内航運送をする事業を営む者）、港湾運送事業者（港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第2項に規定する港湾運送事業を営む者）、営業用倉庫業者をい

う。以下（ウ）において同じ。）等物流に係る関係者が、モーダルシフトの実現に必要な設備・機器（車両（被けん引自動車（シャーシ）を含む。）、輸送機材、荷役機器、情報機器等。以下（ウ）において「設備・機器」という。）を新たに導入する事業

(b) 新規貨物を鉄道輸送又は海上輸送による輸送を行うために、貨物の輸送を委託する者である荷主企業及び貨物の輸送を実施する者である貨物運送事業者等物流に係る関係者が、設備・機器を新たに導入する事業
ただし、次のいずれかに掲げる場合を除きます。

- ・ 汎用の鉄道輸送用 31 フィートコンテナを導入する場合
 - ・ 既存の設備・機器の代替えを行う場合（輸送力の増加に資する設備・機器への代替えを除く。）
 - ・ 青森～函館間、本土（本州、北海道、四国及び九州）～離島若しくは沖縄本島間又は沖縄本島～離島間の海上輸送を行う場合
- ※ 荷主企業が、個別に本事業に参加することが困難な場合にあっては、荷主企業から貨物の輸送方法について委託を受けた貨物利用運送事業者等（貨物の輸送方法を決定する者に限る。）についても、荷主と同様の者として取り扱うものとします（(エ)において同じ。）。

c 補助事業者

補助金の応募を申請できる者は、次のいずれかの者とします。

- (a) 貨物の輸送を委託する者である荷主企業
- (b) 貨物の輸送を実施する者である貨物運送事業者等物流に係る関係者
- (c) bの設備・機器を（a）又は（b）にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

d 共同実施

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者がcの「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1名を本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）とし、他の事業者を共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

(a) ファイナンスリース

ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とする排出削減実施事業者との共同申請とします。

また、この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

(b) (a) 以外の共同実施

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場

合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

e 補助金の交付額

原則として補助対象経費の区分のうちの機械器具費（詳細は「4.（3）補助対象経費」参照。）の2分の1を補助します。

なお、本事業は、bの設備・機器をファイナンスリースにより提供するために導入する際の補助対象経費についても対象となります。

f 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。

(エ) 共同輸配送促進事業

a 事業の目的

本事業は、貨物の輸送を委託する者である荷主企業及び貨物の輸送を実施するものである貨物運送事業者（貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者をいう。以下（エ）において同じ。）、地方公共団体等物流に係る関係者が行う共同輸配送促進事業に要する経費の一部を補助することにより、輸送の効率改善を図る共同輸配送の促進を通じて二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的とします。

b 対象事業の要件

本事業は、貨物の輸送を委託する者である荷主企業及び貨物の輸送を実施する者である貨物運送事業者、地方公共団体等物流に係る関係者が、複数荷主の貨物にかかる共同輸配送の実現に必要な次のいずれかの設備を新たに導入する事業を対象とします。

ただし、特別積合せ貨物運送については対象外とします。

- (a) 共同輸配送のための集約センター等
- (b) 共同輸配送のための車両・輸送機材・荷役機器等
- (c) 共同輸配送のための情報機器等

c 補助事業者

補助金の応募を申請できる者は、次のいずれかの者とします。

- (a) 貨物の輸送を委託する者である荷主企業
- (b) 貨物の輸送を実施する者である貨物運送事業者、地方公共団体等物流に係る関係者
- (c) bの設備を（a）又は（b）にファイナンスリースにより提供する契約

を行う民間企業

d 共同実施

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者がcの「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1名を本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）とし、他の事業者を共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

(a) ファイナンスリース

ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とする排出削減実施事業者との共同申請とします。

また、この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

(b) (a) 以外の共同実施

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

e 補助金の交付額

原則として補助対象経費（詳細は「4. (3) 補助対象経費」参照）の2分の1を補助します。

なお、本事業は、bの設備をファイナンスリースにより提供するために導入する際の補助対象経費についても対象となります。

f 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。

ただし、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間を2年以内とすることができます。この場合、補助金の交付申請等は、年度ごとに行っていただく必要があります。

ウ エコレールラインプロジェクト事業

(鉄・軌道関連施設低炭素化促進事業、鉄・軌道車両低炭素化促進事業)

(ア) 事業の目的

本事業は、駅や運転司令所等の施設に対する再生可能エネルギー発電設備や省

エネ設備等の導入又は車両の省エネ化を推進しようとする鉄・軌道事業者に対する事業の実施に必要となる経費の一部補助を行うことにより、省エネ設備等の導入を促進し、これらの本格的な普及につなげ、これをもって二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的としています。

(イ) 対象事業の要件

本事業は、次に掲げる事業を対象とします。

- a 鉄・軌道関連施設低炭素化促進事業
鉄・軌道駅、トンネル、運転司令所等の鉄・軌道関連施設における再生可能エネルギー発電設備等の低炭素化に資する施設又は設備の導入等（LED 照明及び空調等汎用設備の導入については、格付け投資情報センター、日本格付け研究所の評価がともにA以上となっている会社は対象から除く。）
- b 鉄・軌道車両低炭素化促進事業
鉄・軌道車両におけるVVVF制御装置や回生ブレーキ等の温室効果ガスの削減効果の高い設備の導入等

(ウ) 補助事業者

補助金の応募を申請できる者は、次のいずれかの法人格を有する者としてします。

- a 鉄道事業法第3条に規定する事業者
- b 軌道法（大正10年法律第76号）第3条に規定する事業者
- c (イ)の施設又は設備をa又はbにファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

(エ) 共同実施

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が(ウ)の「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1名を本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）とし、他の事業者を共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

- a ファイナンスリース
ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とする排出削減実施事業者との共同申請とします。
また、この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。
- b a以外の共同実施
補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画

の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

(オ) 補助金の交付額

原則として補助対象経費（詳細は「4.（3）補助対象経費」参照）の3分の1を補助します。

なお、本事業は、（イ）の施設又は設備をファイナンスリースにより提供するために導入する際の補助対象経費についても対象となります。

(カ) 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として3年度以内とします。

ただし、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書が提出されることを前提とします。この場合、補助金の交付申請等は、年度ごとに行っていただく必要があります。

エ 航空分野の低炭素化促進事業

(ア) 地上動力装置の導入促進事業

a 事業の目的

航空分野からの二酸化炭素排出量は、現時点で我が国全体の1%未満であるものの、その利便性や高速性や成田、羽田の発着容量拡大に伴う交通量の増加などの要因に伴い、今後市場の成長に伴う二酸化炭素排出量の増加が予想されます。

このため、本事業は、地上動力装置（Ground Power Unit。以下「GPU」という。）の導入を促進し、駐機中に航空機燃料を使用して稼働する補助動力装置の使用を抑制することにより、航空分野における二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的としています。

b 対象事業の要件

本事業は、空港（空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港のうち公共用ヘリポートを除く空港及び同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場をいう。以下同じ。）においてGPUを導入する事業を対象とします。

ただし、空港法第4条第1項第1号から第5号までに規定する空港における当該事業及びGPUを導入済みの空港における当該事業については、対象外とします。

c 補助事業者

補助金の応募を申請できる者は、次のいずれかの者とします。

(a) 航空法（昭和27年法律第231号）第102条第1項に規定する第100条第1項の許可を受けた本法航空運送事業者

(b) 空港管理規則（昭和27年運輸省令第44条）第12条第1項又は第12条の2

第1項の承認を受けた者
(c) (a) 又は (b) のいずれかに掲げる二以上の事業者により設立された
共同企業体

d 共同実施

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者がcの「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1名を本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）とし、他の事業者を共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

さらに、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

e 補助金の交付額

原則として補助対象経費（詳細は「4. (3) 補助対象経費」参照）の2分の1を補助します。

f 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。

ただし、単年度での実施が困難な事業については、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間を2年以内とすることができます。この場合、補助金の交付申請等は、年度ごとに行っていただく必要があります。

(イ) 空港内特殊車両の電動化等促進事業

a 事業の目的

航空分野からの二酸化炭素排出量は、現時点で我が国全体の1%未満であるものの、その利便性や高速性や成田、羽田の発着容量拡大に伴う交通量の増加などの要因に伴い、今後市場の成長に伴う二酸化炭素排出量の増加が予想されます。

このため、本事業は、空港における特殊車両の電動化・ハイブリット化を促進し、化石由来燃料の使用を抑制することにより、航空分野における二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的としています。

b 対象事業の要件

本事業は、空港における特殊車両の電動化・ハイブリッド化及びそれに伴う空港内の充電スタンド等の設置を行う事業を対象とします。

ただし、空港法第4条第1項第1号から第5号までに規定する空港における当該事業及び対象設備等を導入済みの空港における当該事業については、対象外とします。

c 補助事業者

補助金の応募を申請できる者は、次のいずれかの者とします。

- (a) 航空法第102条第1項に規定する第100条第1項の許可を受けた本法航空運送事業者
- (b) 空港法第15条第4項に規定する同条第1項の指定を受けた指定空港機能施設事業者
- (c) 空港管理規則第12条第1項又は第12条の2第1項の承認を受けた者
- (d) (a) から (c) までのいずれかに掲げる二以上の事業者により設立された共同企業体

d 共同実施

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者がcの「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1名を本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）とし、他の事業者を共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

さらに、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

e 補助金の交付額

原則として補助対象経費（詳細は「4. (3) 補助対象経費」参照）の2分の1を補助します。

f 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。

ただし、単年度での実施が困難な事業については、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間を2年以内とすることができます。この場合、補助金の交付申請等は、年度ごとに行っていただく必要があります。

(ウ) 空港施設における高効率照明等の導入促進事業

a 事業の目的

航空分野からの二酸化炭素排出量は、現時点で我が国全体の1%未満であるものの、その利便性や高速性や成田、羽田の発着容量拡大に伴う交通量の増加などの要因に伴い、今後市場の成長に伴う二酸化炭素排出量の増加が予想されます。

このため、本事業は、空港における地上施設に対して高効率照明の導入等を促進し、エネルギー消費量を削減することにより、航空分野における二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的としています。

b 対象事業の要件

本事業は、空港ビル等の空港の地上施設における高効率照明の導入等を行う事業を対象とします。

ただし、空港法第4条第1項第1号から第5号までに規定する空港における当該事業及び対象設備等を導入済みの空港における当該事業については、対象外とします。

c 補助事業者

補助金の応募を申請できる者は、次のいずれかの者とします。

- (a) 航空法第102条第1項に規定する第100条第1項の許可を受けた本法航空運送事業者
- (b) 空港法第15条第4項に規定する同条第1項の指定を受けた指定空港機能施設事業者
- (c) (a) 又は (b) のいずれかに掲げる二以上の事業者により設立された共同企業体

d 共同実施

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者がcの「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1名を本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）とし、他の事業者を共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

さらに、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

e 補助金の交付額

原則として補助対象経費（詳細は「4. (3) 補助対象経費」参照）の2分の1を補助します。

f 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。

ただし、単年度での実施が困難な事業については、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間を2年以内とすることができます。この場合、補助金の交付申請等は、年度ごとに行っていただく必要があります。

オ 災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業

(ア) 事業の目的

港湾地域における低炭素化の実現に当たっては、港湾活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量を抑制又は削減するための設備等の導入が必要不可欠となっています。

このため、本事業は、上記の設備等を導入しようとする事業者に対して、事業の実施に必要な経費の一部補助を行うことで、導入を促進し、本格的な普及につなげることにより、二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的としています。

(イ) 対象事業の要件

本事業の対象は、次のすべての要件に適合したものとします。ただし、次の要件における「設備等」は、再生可能エネルギーによる発電等に係る設備等は除きます。

- a 港湾において使用する設備等の導入
- b 低炭素化を推進する設備等の導入
- c 先進的技術を用いた設備等の導入

(ウ) 補助事業者

補助金の応募を申請できる者は、次のいずれかの法人格を有する者とします。ただし、地方公共団体は除きます。

- a 港湾運送事業法第9条第1項に規定する港湾運送事業者及び第22条の2第1項に規定する港湾運送関連事業者
- b 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第1項に規定する港湾管理者等が管理する国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び地方港湾において、港湾運送事業法第2条第2項に規定する港湾運送事業と同様の事業を行う者及び同条第3項に規定する港湾運送関連事業と同様の事業を行う者
- c 海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業を行う者
- d 上記a、b又はcが行う事業に関連する補助対象設備等を所有しようとする者及び事業に関連する施設等に補助対象設備等を所有しようとする者

- e (イ) の設備等を a、b 又は c にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

(エ) 共同実施

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が (ウ) の「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの 1 名を本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者 (以下「代表事業者」という。) とし、他の事業者を共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

さらに、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

(オ) 補助金の交付額

原則として補助対象経費 (詳細は「4. (3) 補助対象経費」参照) の 3 分の 1 以内を補助します。

(カ) 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として 3 年以内とします。

ただし、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書が提出されることを前提とします。この場合、補助金の交付申請等は、年度ごとに行っていただく必要があります。

(キ) 実施計画書作成に当たっての調整

申請者は、事業を行う予定としている港湾を管轄している下表に示す地方整備局等と事前に調整等を行った上で実施計画書を作成することとします。なお、申請時には、調整等の結果の概要等を添付することとします (様式は問いません)。

調整先 [管轄]	連絡先の住所・電話
国土交通省 北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課又は管内の各事務所等 [北海道]	〒060-8511 札幌市北区北 8 条西 2 札幌第 1 合同庁舎 電話: 0 1 1 - 7 0 9 - 2 3 1 1 (内線 5 6 2 9)
国土交通省 東北地方整備局 港湾空港部 港湾計画課又は管内の各事務所等 [青森県・岩手県・宮城県・秋田県・	〒980-0013 宮城県仙台市青葉区花京院 1-1-20 花京院スク エア 10 階

山形県・福島県]	電話：022-716-0006
国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部 港湾計画課（事業担当）又は管内の各事務所等 [茨城県・千葉県・東京都・神奈川県]	〒231-8436 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 電話：045-211-7415
国土交通省 北陸地方整備局 港湾空港部 港湾物流企画室又は管内の各事務所等 [新潟県・富山県・石川県・福井県]	〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館 電話：025-370-6706
国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部 港湾計画課又は管内の各事務所等 [静岡県・愛知県・三重県]	〒460-8517 名古屋市中区丸の内2-1-36 NUP・フジサワ丸の内ビル4階 電話：052-209-6321
国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部 港湾物流企画室又は管内の各事務所等 [京都府・大阪府・兵庫県・和歌山県]	〒650-0024 神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎 電話：078-391-3102
国土交通省 中国地方整備局 港湾空港部 港湾物流企画室又は管内の各事務所等 [鳥取県・島根県・岡山県・広島県・ 山口県（下関市除く）]	〒730-0004 広島市中区東白島町14-15 NTTクレド白島ビル 13階 電話：082-511-3928
国土交通省 四国地方整備局 港湾空港部 海洋環境・技術課又は管内の各事務所等 [徳島県・香川県・愛媛県・高知県]	〒760-8554 高松市サンポート3-33 電話：087-811-8334
国土交通省 九州地方整備局 港湾空港部 港湾計画課又は管内の各事務所等 [山口県（下関市）・福岡県・佐賀県・長崎 県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県]	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎3階 電話：092-418-3358
内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 港湾計画課又は管内の各事務所等 [沖縄県]	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 電話：098-866-1906

②災害時等対応型ライフライン施設等整備に当たっての低炭素価値向上分野

ア 病院等のコージェネレーションシステム緊急整備事業

(ア) 事業の目的

本事業は、医療施設又は福祉関係施設への都市ガス又はLPGを使用したガスコージェネレーションシステムの導入を支援し、地球環境問題としての温室効果ガス排出、地域環境問題（公害）としての大気汚染物質排出の双方を同時に削減するとともに、電力供給の安定化を図り、人命にかかる事態を回避するという重要かつ緊急な課題に対応することを目的としています。

(イ) 対象事業の要件

本事業の対象は、医療施設又は福祉関係施設に設置するガスコージェネレーションシステムであり、次のすべての要件に適合したものとします。

a 対象設備の燃料は次のものであること。

なお、天然ガス、石油ガスの炭素換算係数については、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）に定める値を用いることとする。

(a) 都市ガスの場合

天然ガス、液化天然ガス又は天然ガス若しくは液化天然ガスを主原料とし、かつ、炭素換算係数が「天然ガス×1.10」未満のガスであること。

(b) LPGの場合

石油ガス、液化石油ガス又は石油ガス若しくは液化石油ガスを主原料とし、かつ、炭素換算係数が「液化石油ガス×1.10」未満のガスであること。

b 設備の発電出力は5kW以上の設備であること。

c 導入する設備は未使用品であること。

d 対象設備には、燃料使用量及び廃熱利用量を測定する専用の計測装置又はこれと同等以上の精度で把握できる装置を取り付けること。これらの装置も補助対象です。

(ウ) 補助事業者

補助金の応募を申請できる者は、次のいずれかの者とします。

a 民間企業（(イ)の設備をESCO事業、ファイナンスリース又はエネルギーサービス事業により提供する契約を行う民間企業を含む。）

b 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

c 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

d 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人等法律により直接設立された法人（法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可等を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者（以下「認可等を受けている者等」という。）を含む。＊）

e その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者

※ 認可等を受けている者等が補助金の採択を受けた場合、原則として、当該者が補助金の交付申請を行うこととします。ただし、補助金の交付申請の前に、法人の設立登記を行い、かつ、認可等を受けている者等が、その設立登記簿謄本を協会に提出した場合には、当該法人が補助金の交付申請を行うことができることとします。

補助金の交付申請を行う者が認可等を受けている者等である場合には、設立の認可等を受け、又は設立等の認可が適当であるとされた法人は、当該法人の

設立後であって、かつ、認可等を受けている者等の補助事業の完了後でなければ、補助事業により導入した設備の所有を行うことはできません。認可等を受けている者等は、当該法人が設備を所有したときは、すみやかに協会あてその所有を証する文書、当該法人の設立登記簿謄本、定款、事業計画及び収支予算を提出しなければなりません。

(エ) 共同実施

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が(ウ)の「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1名を本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者(以下「代表事業者」という。)とし、他の事業者を共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

a ESCO 事業等

ESCO 事業のうち、シェアード・セイビングス契約方式の ESCO 事業を利用する場合には、ESCO 事業者を代表事業者とする排出削減実施事業者との共同申請とし、また、ファイナンスリース、エネルギーサービス事業を利用する場合は、ファイナンスリース事業者、エネルギーサービス事業者を代表事業者とする排出削減実施事業者との共同申請とします。

また、これらの場合は、その料金から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

b a 以外の共同実施

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

(オ) 補助金の交付額

原則として補助対象経費(詳細は「4.(3) 補助対象経費」参照)の2分の1を補助します。

なお、本事業は、(イ)の設備を ESCO 事業、ファイナンスリース又はエネルギーサービス事業により提供するために導入する際の補助対象経費についても対象となります。

(カ) 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として2年以内とします。

ただし、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書が提出されることを前提とします。この場合、補助金の交付申請等は、年度ごとに行っていた必要があります。

イ 信号機の省電力化等推進事業

(ア) 事業の目的

本事業は、主要幹線道路等災害対応において重要な道路上の信号機に電池式信号機電源付加装置を導入するとともに、信号灯器のLED化を行う事業を支援することにより、二酸化炭素の排出を削減するとともに、停電時における信号機の機能の確保を通じた防災対策の強化を図ることを目的としています。

(イ) 対象事業の要件

本事業は、主要幹線道路等災害対応において重要な道路上の既存の信号機を対象に、電池式信号機電源付加装置の整備とあわせて、信号灯器のLED化を実施する事業を対象とします。

(ウ) 補助事業者

補助金の応募を申請できる者は、地方公共団体（都道府県警察）とします。

(エ) 補助金の交付額

原則として補助対象経費（詳細は「4.（3）補助対象経費」参照）の2分の1を補助します。

(オ) 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。

ウ 地域における街路灯等へのLED照明導入促進事業

(ア) 事業の目的

地域内の二酸化炭素排出量の削減のためには、各地域における街路灯等の屋外照明の計画的なLED化の推進が効果的です。

このため、本事業は、小規模地方公共団体における地域内の街路灯等の屋外照明のLED化推進するための支援を行うことにより、地域内の二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的としています。

(イ) 対象事業の要件

本事業は、次に掲げる事業を対象とします。なお、本事業で導入するLED照明は、交付規程に定める技術基準に適合したものとします。

a LED照明導入調査事業

小規模地方公共団体（都道府県、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市、第252条の22第1項の中核市、第252条の26の3第1項の特例市、第281条第1項の特別区及びこれらが加入する第284条第

1 項の地方公共団体の組合並びに第 294 条第 1 項の財産区以外の地方公共団体であって、人口が 25 万人未満の地方公共団体をいう。以下同じ。) が、地域内の街路灯等の屋外照明(自治会が所有するものを含む。以下同じ。)に LED 照明を導入するために必要な調査及び計画策定を行うものであって、b に定める事業を実施するための具体的な導入計画(以下「LED 照明導入計画」という。以下同じ。)を策定(複数の小規模地方公共団体が共同して調査及び計画策定を行う場合を含む。)する事業であり、以下の事項について検討し、LED 照明導入計画に基づき、b で定める LED 照明導入補助事業を実施することを要件とする。

- (a) LED 照明の導入を予定している地域内の街路灯等の屋外照明の現状把握(数量、電力使用量、維持管理費、温室効果ガスの排出量等)
- (b) LED 照明の導入数量、導入コストの算出等、LED 照明導入計画を策定するのに必要な検討と解析
- (c) リース方式による最適な導入方法の検討と LED 照明導入計画の策定

b LED 照明導入補助事業

小規模地方公共団体が a で策定した LED 照明導入計画に基づき LED 照明の導入事業をリース方式により民間事業者が請け負って行う事業であり、リース契約の期間は 9 年間以上とすることを要件とする。

(ウ) 補助事業者

補助金の応募を申請できる者は、次に掲げる者とします。

- a LED 照明導入調査事業
小規模地方公共団体
- b LED 照明導入補助事業

次の (a) から (d) までのいずれかに該当する者(ただし、定款又は寄附行為において LED 照明に係るリースを行うことが可能な者に限る。)

- (a) 民間企業
- (b) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (c) 法律により直接設立された法人(認可等を受けている者等を含む。*)
- (d) その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者

※ 認可等を受けている者等が補助金の採択を受けた場合、原則として、当該者が補助金の交付申請を行うこととします。ただし、補助金の交付申請の前に、法人の設立登記を行い、かつ、認可等を受けている者等が、その設立登記簿謄本を協会に提出した場合には、当該法人が補助金の交付申請を行うことができることとします。

補助金の交付申請を行う者が認可等を受けている者等である場合には、設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人は、当該法人の設立後であって、かつ、認可等を受けている者等の補助事業の完了後でなければ、補助事業により導入した設備の所有を行うことはできません。認可等を受けている者等は、当該法人が設備を所有したときは、すみやかに協会あてその所有を証する文書、当該法人の設立登記簿謄本、定款、事業計画及び収支予算を提出しなければなりません。

(エ) 補助金の交付額

原則として補助対象経費（LED照明導入補助事業の補助対象経費の詳細は「4.（3）補助対象経費」参照）の次の割合を補助します。

- a LED 照明導入調査事業
 - (a) 人口が 15 万人以上 25 万人未満の小規模地方公共団体を対象とする場合
4分の3（ただし、上限は600万円。）
 - (b) 人口が 15 万人未満の小規模地方公共団体を対象とする場合 1分の1
（ただし、上限は800万円。）
- b LED 照明導入補助事業
 - (a) 人口が 15 万人以上 25 万人未満の小規模地方公共団体を対象とする場合
5分の1（ただし、上限は1,200万円。）
 - (b) 人口が5万人以上 15 万人未満の小規模地方公共団体を対象とする場合
4分の1（ただし、上限は1,500万円。）
 - (c) 人口が5万人未満の小規模地方公共団体又は人口が5万人以上 15 万人未満であり、かつ、財政力指数が0.3未満の小規模地方公共団体を対象とする場合 3分の1（ただし、上限は2,000万円。）

(オ) 補助事業期間

補助事業の実施期間は、(イ) a の LED 照明導入調査事業及びb の LED 照明導入補助事業をあわせて原則として単年度とします。

ただし、単年度での実施が困難な LED 照明導入補助事業については、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間を2年以内とすることができます。この場合、補助金の交付申請等は、年度ごとに行っていただく必要があります。

③次世代型社会インフラ整備に当たっての低炭素価値向上分野

ア 省エネ型データセンター構築・活用促進事業

(ア) 事業の目的

クラウドサービスは、ICT の利活用を促進し、経済の活性化、社会インフラの高度化等を実現するものとして期待されており、さらなるクラウド化の進展が見込まれる状況において、データセンターの省エネ化は重要な課題です。

このため、本事業は、既存又は新規のデータセンターにおいて省エネ型の設備、機器・システム等を導入した場合に補助を行うことにより、データセンターにおける省エネ化の促進を通じて二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的としています。

(イ) 対象事業の要件

本事業の対象は、既存のデータセンターにおける空調等の設備の更新、サーバ等の ICT 機器・システムの更改を行う際の省エネ型の設備・機器等を導入する事業及び新規のデータセンターを構築する際の省エネ型の設備・機器等を導入する

事業であり、次のいずれかの要件に適合したものとします。

- a ITU-T（国際電機通信連合 電気通信標準化部門）で承認された勧告のうち、「L. 1410 ICT 製品・ネットワーク・サービスの環境影響評価手法」で定める評価手法に基づき、既存の設備・機器と新たに導入する設備・機器の環境影響を評価し、温室効果ガスの削減が見込まれるものであること。
- b ITU-T（国際電機通信連合 電気通信標準化部門）で承認された勧告のうち、「L. 1200 直流給電システムのインターフェース仕様」で定める仕様に該当する直流給電システムであること。
- c 「ICT 分野におけるエコロジーガイドライン 第5版」で定める各対象装置のうち、スイッチ装置（「★」4つ以上）、サーバ装置（動作状態「★」3つ以上、アイドル状態「★」4つ以上）及びストレージ装置（「★」4つ以上）であること。

(ウ) 補助事業者

補助金の応募を申請できる者は、民間企業（(イ)の設備・機器等をファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業を含む。）とします。

(エ) 共同実施

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が(ウ)の「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1名を本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）とし、他の事業者を共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

a ファイナンスリース

ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とする排出削減実施事業者との共同申請とします。

また、この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

b a 以外の共同実施

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

(オ) 補助金の交付額

原則として補助対象経費（詳細は「4.（3）補助対象経費」参照）の3分の1を補助します。

なお、本事業は、(イ)の設備・機器等をファイナンスリースにより提供するために導入する際の補助対象経費についても対象となります。

(カ) 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として2年以内とします。

ただし、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書が提出されることを前提とします。この場合、補助金の交付申請等は、年度ごとに行っていた必要があります。

イ 上水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業

(ア) 事業の目的

水の移送等に多大なエネルギーを必要とする水道事業（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 2 項に規定する水道事業をいう。以下同じ。）における地球温暖化対策は社会的要請となっています。

一方で、水道設備の更新周期は数十年と長いことから、設備の更新に合わせてエネルギー消費を低減する設備や未利用圧力の活用を図る設備等を導入することにより、省エネ・再生可能エネルギーの導入促進を図ることが重要です。

このため、本事業は、再エネ・省エネ等の導入の促進により、補助対象事業体の二酸化炭素排出抑制を行うとともに、先進的かつ模範的な先行事例を示すことで、近隣事業体への二酸化炭素排出抑制対策の効果的な波及を促進することを目的としています。

(イ) 対象事業の要件

本事業の対象は、水道事業において再生可能エネルギー・省エネルギーに係る施設・設備を整備する事業であって、下表 a 及び b の第 1 欄の対象施設・設備の区分ごとに第 2 欄の要件に適合したものとします。

a 再生可能エネルギー施設・設備

1 対象施設・設備	2 対象の要件
小水力発電	水道（水道法第 3 条第 1 項に規定する水道をいう。）の取水、導水、送水、配水及び排水施設に設置されるもの、かつ、定格出力 1,000kW 以下
太陽光発電	水道施設（水道法第 3 条第 8 項に規定する水道施設をいう。以下同じ。）に設置されるもの
その他	水道施設と密接な関係にあると審査委員会が認めるもの、かつ、補助金 1 万円あたりの CO2 削減量が 1 トン以上のもの

b 省エネルギー施設・設備

1 対象施設・設備	2 対象の条件
インバータ設備	水道施設のポンプ又はブロワに用いられるもの
高効率モータ	効率が JIS C4212 に規定されるものと同様以上もの、又

	は回転子に永久磁石を用いるもの
高効率ポンプ	個々の使用状況に応じた揚程・流量に基づき羽根形状等の設計を行い製作するもの
水運用システム	配管網の末端圧力を計測又は予測し、ポンプ吐出圧の制御を行うもの
インライン浄水処理施設	水槽等で開放される圧力を配管より直接引き込むことで有効に活用できる構造のもの
インラインポンプ	水槽等で開放される圧力を配管より直接引き込むことで有効に活用できる構造のもの、かつ、水道事業者又は水道用水供給事業者（水道法第3条第5項に規定する水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。）が所有するもの
省エネ型排水処理装置	サイフォン式又は自然圧によるろ過方式の濃縮装置、又は従来型よりのCO2削減率が10%以上のもの
その他省エネルギー設備	水道事業等会計で電力費を負担する設備で、かつ、申請設備全体でのCO2削減率が10%以上、かつ、補助金1万円あたりのCO2削減量が1トン以上のもの

備考

- ① 「CO2削減率」は、従来型システムによる年間CO2排出量に対する年間CO2削減量の割合とします。
- ② 「CO2削減量」は、補助金額を設備の法定耐用年数を通じたCO2の総削減量とします。
- ③ a又はbの対象施設・設備のいずれか1つ以上を導入すれば補助対象となります。

(ウ) 補助事業者

補助金の応募を申請できる者は、次のいずれかの者とします。

- a 水道法第3条第5項に規定する水道事業者又は水道用水供給事業者
- b aの所有となる施設・設備の提供契約（PFI、ファイナンスリース）を行う民間企業

(エ) 共同実施

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が（ウ）の「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1名を本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）とし、他の事業者を共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

- a PFI等

PFI を利用する場合には、施設・設備の提供契約を行う民間企業を代表事業者とする排出削減実施事業者との共同申請とし、また、ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とする排出削減実施事業者との共同申請とします。

また、これらの場合は、その料金から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

b a 以外の共同実施

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

(オ) 補助金の交付額

原則として補助対象経費（詳細は「4.（3）補助対象経費」参照）の2分の1を補助します。

なお、本事業は、（イ）の施設・設備を PFI、ファイナンスリースにより提供するために導入する際の補助対象経費についても対象となります。

ただし、交付規程の規定により、交付額が 100 万円に満たない場合は交付決定を行わないこととしておりますのでご注意ください。

(カ) 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として2年以内とします。

ただし、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書が提出されることを前提とします。この場合、補助金の交付申請等は、年度ごとに行っていただく必要があります。

ウ 地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業

(ア) 事業の目的

東日本大震災や原発事故以降、再生可能エネルギーの導入が着実に進んでいる一方、低炭素社会や自立・分散型社会の構築を一層推進するためには、十分に活用されていない廃熱や未利用熱等の効果的な利活用や先進的システムの導入を様々な地域で進めていくことが不可欠です。

このため、本事業は、地域で未利用な、又は効果的に活用されていない熱や湧水等の資源の効果的利用及び効率的な配給システム等、地域単位の低炭素化を大きく推進するモデル的な取組（以下「モデル的取組」という。）を支援することにより、地域のニーズや特性に適した低炭素社会の全国的な展開を図ることを目的としています。

(イ) 対象事業の要件

本事業は、次に掲げる事業を対象とします。

- a 事業化計画策定事業
モデル的取組の具体的な事業化に向けて必要な基本設計調査、需給調査、事業性・資金調達の検討等を行う事業
- b 設備導入事業
モデル的取組に必要な設備等の導入を行う事業

(ウ) 補助事業者

補助金の応募を申請できる者は、次のいずれかの者とします。

- a 民間企業（(イ)、bの設備等をファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業を含む。）
- b 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- c 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- d 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- e 法律により直接設立された法人（認可等を受けている者等を含む。＊）
- f その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者

※ 認可等を受けている者等が補助金の採択を受けた場合、原則として、当該者が補助金の交付申請を行うこととします。ただし、補助金の交付申請の前に、法人の設立登記を行い、かつ、認可等を受けている者等が、その設立登記簿謄本を協会に提出した場合には、当該法人が補助金の交付申請を行うことができることとします。

補助金の交付申請を行う者が認可等を受けている者等である場合には、設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人は、当該法人の設立後であって、かつ、認可等を受けている者等の補助事業の完了後でなければ、補助事業により導入した設備の所有を行うことはできません。認可等を受けている者等は、当該法人が設備を所有したときは、すみやかに協会あてその所有を証する文書、当該法人の設立登記簿謄本、定款、事業計画及び収支予算を提出しなければなりません。

(エ) 共同実施

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が(ウ)の「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1名を本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）とし、他の事業者を共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

- a ファイナンスリース

ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とする排出削減実施事業者との共同申請とします。

また、この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

b a 以外の共同実施

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

(オ) 補助金の交付額

原則として補助対象経費（設備導入事業の詳細は「4.（3）補助対象経費」参照）の次の割合を補助します。

なお、本事業は、（イ）、bの設備等をファイナンスリースにより提供するために導入する際の補助対象経費についても対象となります。

a 事業化計画策定事業

(a) 補助事業者が都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合の場合
1分の1（ただし、上限は2,000万円。）

(b) 補助事業者が（a）以外の者の場合 2分の1

b 設備導入事業

(a) 補助事業者が地方自治法第252条の19第1項の指定都市以外の市町村（これらの市町村により設立された地方公共団体の組合を含む。）の場合
3分の2

(b) 補助事業者が都道府県、地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は特別区（（a）の括弧書の組合以外の地方公共団体の組合を含む。）の場合
2分の1

(c) 補助事業者が（a）及び（b）以外の者の場合 2分の1又は3分の1のいずれかで協会が定める割合

(カ) 補助事業期間

（イ）、aの事業化計画策定調査の実施期間は、原則として単年度とします。

また、bの設備導入事業の実施期間は、原則として2年以内とします。ただし、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書が提出されることを前提とします。この場合、補助金の交付申請等は、年度ごとに行っていただく必要があります。

エ 漁港の省エネ化実証事業

(ア) 事業の目的

漁港区域内には、冷凍・冷蔵施設、製氷施設、荷捌施設等、多くの電気や燃油を消費する漁港施設が立地し、また、フォークリフト等の車両や漁船への燃油供給が行われる等、大量のエネルギー消費と温室効果ガスが排出されている状況であり、エネルギーの消費量及びコストの縮減、温室効果ガス排出量の削減は緊要の課題となっています。

このため、本事業は、衛生管理型荷捌施設、冷凍・冷蔵施設又は製氷施設等（以下「漁港施設」という。）を設置済又は設置計画のある拠点的な第三種漁港を対象に、採算性等を検証した上で、漁港施設への真空断熱パネル等の高性能断熱パネルの導入や再生可能エネルギーの導入、漁港の特性を考慮した消費電力の最適化に資するシステムの導入、フォークリフト等の車両の電動化等を行い、漁港において先進的な省エネルギー化を進めることで化石燃料由来のエネルギー消費を抑制し、全国の漁港へ省エネルギー化対策の効果的な波及を促進することを目的としています。

(イ) 対象事業の要件

本事業は、漁港施設を設置済み又は設置計画のある拠点的な第三種漁港における次の全部又は一部の事業を対象とします。なお、応募に当たっては、CO₂削減効果を定量的に検証するための手法についても提案することとします。

a 漁港施設への真空断熱パネル等の高性能断熱パネルの導入

高性能断熱パネル（以下「断熱パネル」という。）の導入であって、断熱パネルの設置面積の上限を4,000㎡とし、施設の面積が上限を超える場合は施設の構造上、断熱効率に配慮した配置を行うものであること、また、施設毎の設置については、次のとおりであること。

(a) 衛生管理型荷捌施設

- ・ 天井面及び壁面に断熱パネルを設置すること。
- ・ 搬入口部分に断熱パネルが設置可能な構造の場合は、当該部分にも断熱パネルを設置すること。
- ・ 当該施設内に冷凍・冷蔵設備が設置されている場合は、当該施設内部の冷凍・冷蔵設備にも断熱パネルの設置を可能とする。

(b) 冷凍・冷蔵施設及び製氷施設

- ・ 天井面及び壁面に断熱パネルを設置すること。
- ・ 搬入口部分に断熱パネルが設置可能な構造の場合は、当該部分にも断熱パネルを設置すること。

(c) その他施設

- ・ (a) 又は (b) 以外で温度調整が必要な施設についても、断熱パネルの設置を可能とする。

b 漁港施設への電力供給を目的とした地産地消型再生可能エネルギー発電設備の導入

次のすべてに適合したものであること。

- (a) 太陽光発電設備等であり、原則として、電力供給を行う施設毎に接続す

るものであること。

(b) 固定価格買取制度による売電を行わないものであること。

c 漁港の特性を考慮した消費電力の最適化に資するシステムの導入

漁港施設は水揚げから流通までの過程で消費される電力消費量が、季節、時間帯等によって変動が大きいことから、漁港施設毎の最大・最小の電力消費量を把握し、電力使用量の最適化を行うための BEMS 等と同様の機能を有するエネルギーマネジメントシステムを導入するものであること。

d 漁港施設での LED 照明の導入、荷捌き作業に使用するフォークリフト、クレーンの電動化等

漁港施設内の大規模な LED 照明の導入又は荷捌き作業等に使用するフォークリフト、クレーンの電動化等を行うものであること。

(ウ) 補助事業者

補助金の応募を申請できる者は、次のいずれかの者とします。

a 漁港施設を所有し、又は所有する予定である地方公共団体、水産業協同組合又は民間企業

b (イ) の設備等を a にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

(エ) 共同実施

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が (ウ) の「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの 1 名を本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者 (以下「代表事業者」という。) とし、他の事業者を共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

a ファイナンスリース

ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とする排出削減実施事業者との共同申請とします。

また、この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

b a 以外の共同実施

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

(オ) 補助金の交付額

原則として補助対象経費（詳細は「4. (3) 補助対象経費」参照）の 100 分の 85 を補助します。

なお、本事業は、(イ) の設備等をファイナンスリースにより提供するために導入する際の補助対象経費についても対象となります。

(カ) 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として2年以内とします。

ただし、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書が提出されることを前提とします。この場合、補助金の交付申請等は、年度ごとに行っていた必要があります。

3. 補助対象事業の選定

(1) 一般公募を行い、選定します。

(2) 応募者より提出された実施計画書等をもとに、協会が設置する委員会において、公益性、資金回収・利益の困難性、モデル・実証性、二酸化炭素削減効果等に基づき厳正に審査を行い、低炭素価値向上基金の範囲内で補助事業を選定し、補助金の交付を内示します。

なお、2.(1)対象事業の基本的要件に適合しない提案については審査を行わないものとします。

また、2.(1)対象事業の基本的要件及び2.(2)対象事業における「対象事業の要件」に適合する提案であっても、応募内容によっては、補助額の減額又は不採択とする場合もありますのでご了承ください。審査結果に対するご意見は対応致しかねます。

※ (2)「イ(ア)物流拠点の低炭素化促進事業」については、補助対象施設に係る流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)に基づく総合効率化計画の認定、グリーン経営認証、ISO14001の認証、その他これらに準ずる認証又は認定の取得状況、中小企業の該当の有無等も加えて審査を行います。

(2)「イ(イ)大型CNGトラックを活用した低炭素中距離貨物輸送のモデル構築事業」については、当該事業の次年度以降のCNGトラック輸送に対する取り組み、中小企業の該当の有無等も加えて審査を行います。

(2)「イ(ウ)モーダルシフト促進事業」については、事業の実現可能性、事業の継続可能性、中小企業の該当の有無等も加えて審査を行います。

(2)「イ(エ)共同輸配送促進事業」については、事業の実現可能性、事業の継続可能性、中小企業の該当の有無等も加えて審査を行います。

(2)「ウ エコレールラインプロジェクト事業」については、災害等非常時における効果、低炭素化に資する環境対策への取り組み状況等の観点も加えて審査を行います。

(2)「オ 災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業」については、港湾政策との整合性、温室効果ガス削減計画の策定状況、導入する技術の先進性、災害等非常時の効果等も加えて審査を行います。

4. 応募に当たっての留意事項

(1) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の取消、補助金の返還等の措置をとることがあります。

(2) 複数年度にわたる事業

補助金の交付は、単年度ごとに行うこととなります。

このため、補助金の交付決定を受けた年度においては、当該年度の実施計画に記載した工事等の実績に応じた支払いを完了させ（補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は補助金を受領した日から原則として2週間以内に領収書を協会に提出することとする。）、その金額相当の成果品が納められていなければなりません。

また、次年度以降の補助事業は、政府において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更等を求めることがあります。

(3) 補助対象経費

補助事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。

<補助対象経費の区分>

a 鉄道を活用した物流の低炭素化促進事業

鉄道輸送用31フィートコンテナを導入する場合に必要な経費

b 地域における街路灯等へのLED照明導入促進事業

(a) LED照明導入調査事業

事業を行うために必要な業務費（旅費、諸謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及賃借料、会議費、賃金、雑役務費、委託料及び備品購入費）

(b) LED照明導入補助事業

小規模地方公共団体が発注したLED照明導入に要する経費のうち、リース料金に含まれるLED照明の取付工事に必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費及び測量及試験費及び事務費（LED照明の取付工事に係る部分に限る。）

c 地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業

事業を行うために必要な人件費及び業務費（共済費、旅費、諸謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及賃借料、会議費、賃金、雑役務費、委託料及び備品購入費）（都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合が事業を実施する場合は、常勤職員の人件費及び共済費を除く。）

d aからcまで以外の事業

事業を行うために必要な本工事費（材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費及び事務費（別紙参照）

＜補助対象外経費の代表例＞

- ・既存施設の撤去費
- ・事業を行うために必要な経費に該当しないオプション品の工事費・購入費 等

（４）維持管理

補助事業により導入した設備等は、補助事業者の責任の下で適切な維持管理が講じられるものである必要があります。

（５）二酸化炭素の削減量の把握

補助事業の完了後は、二酸化炭素の削減量の把握を行う必要があります。

（６）事業報告書の作成及び提出

補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の３月末までの期間及びその後の５年間の期間について、年度毎に年度の終了後 30 日以内に当該補助事業による過去 1 年間（補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の 3 月末までの期間）の二酸化炭素削減効果等についての報告書を提出するものとします。

5. 応募の方法

(1) 応募書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、次のとおりです。

応募書類のうち、ア～ウまでについては、必ず次の電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。

ア 応募申請書【様式1】(Word(.doc)形式)

イ 実施計画書【様式2】

鉄道を活用した物流の低炭素化促進事業(Word(.doc)形式)

物流の低炭素化促進事業(物流拠点の低炭素化促進事業)(Word(.doc)形式)

物流の低炭素化促進事業(大型CNGトラックを活用した低炭素中距離貨物輸送モデル構築事業)(Word(.doc)形式)

物流の低炭素化促進事業(モーダルシフト促進事業)(Word(.doc)形式)

物流の低炭素化促進事業(共同輸配送促進事業)(Word(.doc)形式)

エコレールラインプロジェクト事業(Word(.doc)形式)

航空分野の低炭素化促進事業(Word(.doc)形式)

災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業(Word(.doc)形式)

病院等へのコージェネレーションシステム緊急整備事業(Word(.doc)形式)

信号機の省電力化等推進事業(Word(.doc)形式)

地域における街路灯等へのLED照明導入促進事業(Word(.doc)形式)

省エネ型データセンター構築・活用促進事業(Word(.doc)形式)

上水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業(Word(.doc)形式)

地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業(事業化計画策定事業)(Word(.doc)形式)

地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業(設備導入事業)(Word(.doc)形式)

漁港の省エネ化実証事業(Word(.doc)形式)

※ 地域における街路灯等へのLED照明導入促進事業については、LED照明導入調査事業及びLED照明導入補助事業を合わせて、LED照明導入調査事業の応募申請者(小規模地方公共団体)が提出すること。なお、応募申請時にLED照明導入補助事業を実施する民間事業者が決定していない場合には、LED照明導入補助事業の実施計画書中、以下の欄については空欄での提出を認める。

- ・事業実施の団体名
- ・事業実施の担当者
- ・資金計画
- ・補助対象経費の調達先
- ・他の補助金等との関係

※ 実施計画書における各欄は必ず記載し、漏れのないようにしてください。

※ 2.(2)対象事業における「対象事業の要件」を確認できる書類(機器仕様、図面)等を参考資料として必ず添付してください。

ウ 経費内訳【様式3】

鉄道を活用した物流の低炭素化促進事業(Word(. doc)形式)

物流の低炭素化促進事業 (物流拠点の低炭素化促進事業) (Word(. doc)形式)

物流の低炭素化促進事業 (大型 CNG トラックを活用した低炭素中距離貨物輸送
モデル構築事業) (Word(. doc)形式)

物流の低炭素化促進事業 (モーダルシフト促進事業) (Word(. doc)形式)

物流の低炭素化促進事業 (共同輸配送促進事業) (Word(. doc)形式)

エコレールラインプロジェクト事業(Word(. doc)形式)

航空分野の低炭素化促進事業

災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業(Word(. doc)形式)

病院等へのコージェネレーションシステム緊急整備事業(Word(. doc)形式)

信号機の省電力化等推進事業(Word(. doc)形式)

地域における街路灯等へのLED照明導入促進事業(Word(. doc)形式)

省エネ型データセンター構築・活用促進事業(Word(. doc)形式)

上水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業(Word(. doc)形式)

地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業 (事業化
計画策定事業) (Word(. doc)形式)

地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業 (設備導
入事業) (Word(. doc)形式)

漁港の省エネ化実証事業(Word(. doc)形式)

※ 地域における街路灯等へのLED照明導入促進事業については、LED照明導入
調査事業及びLED照明導入補助事業を合わせて、LED照明導入調査事業の応募
申請者(小規模地方公共団体)が提出すること。

※ 金額の根拠がわかる書類(見積書)等を参考資料として必ず添付してください。

エ 代表事業者(共同事業者がある場合はそれを含む。)の企業パンフレット等業務概
要がわかる資料及び定款又は寄附行為(申請者が個人企業の場合は、印鑑証明書の
原本及び住民票の原本(いずれも発行後3ヶ月以内のもの)を提出すること。また、
認可を受けている者等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされ
た法人の定款又は寄附行為の案を提出すること。ただし、この案が作成されていな
い場合には、提出を要しない。)

オ 経理状況説明書(直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書(応募の申請時に、
法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収
支予算を、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過してい
ない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出すること。
また、申請者が個人企業の場合は、提出を要しない。さらに、認可を受けている者
等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の申請年度の
事業計画及び収支予算の案を提出すること。ただし、この案が作成されていな
い場合には、提出を要しない。)

カ 法律に基づく事業者であることを補助事業者の要件としている事業については、
法律に基づく事業者であることを証する行政機関から通知された許可書等の写し

キ その他参考資料

(2) 応募書類の提出方法

(1) の書類（紙）と電子媒体を提出期限までに、持参又は郵送により協会へ提出してください（電子メールによる提出は受け付けません）。応募書類は、封書に入れ、宛名面に、応募事業者名及び2. (2) 対象事業の応募書類である旨（例：「鉄道を活用した物流の低炭素化促進事業応募書類」等）を朱書きで明記してください。

(3) 提出先

一般社団法人低炭素社会創出促進協会
〒105-0001
東京都港区虎ノ門1-1-12虎ノ門ビル6階

(4) 提出部数

(1) の書類（紙）を10部、当該書類の電子データを保存した電子媒体（CD-R）1部を提出してください（電子媒体には、応募事業者名を必ず記載してください）。ただし、(1) のエ～キまでについては、書類（紙）のみの提出でも結構です。なお、提出された書類については返却しませんので、写しを控えておいてください。

(5) 公募期間

平成26年4月8日（火）～平成26年5月12日（月）17時必着

受付期間以降に協会に到着した書類のうち、遅延が協会の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。

6. 問い合わせ先

公募全般に対する問い合わせは、次のとおりです。

ただし、問い合わせは、極力電子メールを利用し、メール件名を「低炭素価値向上に向けた二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金に関する問い合わせ」としてください。

<問い合わせ先>

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-1-12虎ノ門ビル6階

一般社団法人低炭素社会創出促進協会 国内事業部 担当：飯島、高垣、飯塚、本戸

TEL：03-3502-0704・0705

FAX：03-3502-0702

E-mail：teitanso02@lcspa.jp

<問い合わせ期間>

平成26年4月18日（金）～平成26年4月30日（水）

○補助事業における留意事項等について

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、低炭素価値向上基金の範囲内で交付するものとし、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規定によるほか、交付規程の定めるところによることとします。

万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

2. 補助金の交付について

(1) 交付申請

公募により選定された事業者には、補助金の交付申請書を提出していただきます(申請手続等は交付規程を参照願います。)。その際、補助金の対象となる費用は、原則として、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するもの(補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は補助金を受領した日から原則として2週間以内に領収書を協会に提出することとする。)となります。

(2) 交付決定

協会は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・ 申請に係る補助事業の全体計画(資金調達計画、工事計画等)が整っており、準備が確実に進んでいること。
- ・ 補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む。)の対象経費(固定価格買取制度による売電を行うため設備等の導入経費を含む。)を含まないこと。
- ・ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

(3) 事業の開始

補助事業者は、協会からの交付決定を受けた後に、事業開始することとなります(なお、工期等の諸事情により早期開始が必要なものについてはご相談ください。)

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するにあたり注意していただきたい主な点(原則)は、次のとおりです。

- ・ 契約・発注日は、協会の交付決定日以降であること。
- ・ 補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。
- ・ 当該年度に行われた委託等に対して当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること(補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は補助金を受領した日から原則として2週間以内に領収書を協会に提出することとする。)

(4) その他

補助対象経費のうち事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費及び事務費についての詳細は、別紙の内容となります。また、上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

3. 補助金の経理等について

(1) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(2) 実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、その完了後30日以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに補助金の実績報告書を協会宛て提出していただきます。

協会は、補助事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知をします。

なお、自社調達及び100%同一資本に属するグループ企業からの調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額（製造原価）を補助対象経費の実績額とします。また、関係会社からの調達分についても原則原価計算等により、利益相当分を排除した額（製造原価と販売費及び一般管理費の合計）を補助対象経費の実績額とします（詳細はp49「補助事業における利益等排除について」参照）。

(3) 補助金の支払い

補助事業者は、協会から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、協会から補助金を支払います。

(4) 取得財産の管理について

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書の実施計画書及び補助金精算報告書の実施報告書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ協会の承認を受ける必要があります。

その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。なお、取得財産等には、低炭素価値向上基金による補助事業である旨を明示しなければなりません。

(5) その他

上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

4. その他

本補助金は、法人税法第 42 条第 1 項及び所得税法第 42 条第 1 項の「国庫補助金等」に該当するため、補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定（法人税法第 42 条）の適用を、また、個人の場合は、国庫補助金等の総収入金額不算入の規定（所得税法第 42 条）の適用を受けることができます。

ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られますので、実施要領（平成 25 年 5 月 15 日環地温発第 1305157 号）別表第 3 の「区分」欄における事務費については、これらの規定が適用されません。

なお、これらの規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署等にご相談ください。

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費 現場管理費 一般管理費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、</p> <p>②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、</p> <p>③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>④技術管理に要する費用、</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>

機械器具費	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
	機械器具費	機械器具費	事業を行うために直接必要な機械器具及び車両等の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。
	事務費	事務費	<p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費及び機器器具費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p>

号	区 分	率
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%
3	1億円を超える金額に対して	4.5%

1 区分	2 費目	3 細目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入 費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

○補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで、補助事業においても、今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１）補助事業者自身
- （２）100%同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

2. 利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。